

名古屋市子ども食堂等運営補助金 のお知らせ

子ども食堂や学習支援等は食事や学習機会の提供のみならず、「子どもの居場所」として地域とのつながりを持つ場でもあります。この補助金は、子ども食堂や学習支援等の活動経費を補助することにより、地域で子どもたちを見守り、必要な支援に繋ぐ取組みを促進することを目的とします。

| | |
|----------------|---|
| 補助内容 | ①子ども食堂 ②学習支援 ③その他子どもの居場所として資する事業のうち、 ①・②のいずれかを90分以上実施：上限100,000円/年 ①～③の複数をあわせて90分以上実施：上限100,000円/年 ①～③の複数をそれぞれ90分以上実施：上限200,000円/年 ※③のみは不可 |
| 補助要件 (主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> 対象となる活動を月1回以上実施すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ月1回以上実施すること。 構成員5名以上の団体で、構成員の名簿及び定款等の規約など組織運営に関する明文の定めを有していること。 子ども(未就学児～高校生世代)の参加人数が開催1回あたり平均10名以上いること。 気になる子どもを見つけた際に行政等の必要な支援に繋ぐこと。 本市の委託事業や補助事業でないこと。 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> 食材費、衛生用品、弁当用容器、参考書、文房具、その他事業実施にあたり必要な消耗品(光熱水費、ガソリン代等子ども食堂等とそれ以外の用途で按分が必要な経費を除く) 郵送料、各種保険料 ・チラシ印刷代、検便経費 ・会場賃借料 ※他の助成・補助事業として採択された経費は補助対象から除く。 |
| 対象期間 | 令和5年4月1日(土)～令和6年2月29日(木) ※対象期間内に取組みを6か月間は、継続的に行うことが条件となります。 |
| 受付期間 | 第1期：令和5年6月1日(木)～令和5年6月30日(金) 第2期：令和5年9月1日(金)～令和5年9月30日(土) |
| 申請方法 | 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部に郵送又はメールにて必要書類を提出 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階 電話：052-911-3193 FAX：052-917-0702 メール：chiiki3193@nagoya-shakyo.or.jp |
| お問合せ先 | 名古屋市子ども青少年局子ども未来企画室 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話：052-972-3199 FAX：052-972-4204 メール：a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp |

※詳しい補助要件・申請方法等については、市公式ウェブサイトをご覧ください。申請様式、申請の手引きをダウンロードいただけます。

URL：<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000163327.html>